

「家がいいね」 第21号

いせ在宅医療クリニック 広報月刊紙

2006.2.7

降り積む雪の下でも

上の雪

さむかるな。

つめたい月がさしていつ。

下の雪

重かるな。

何百人ものせていつ。

中の雪

さびしかるな。

空も地面（じべた）もみえないで。

金子みすゞ「積もった雪」より（昭和5年没）



雪に託し、大勢の中のひとりの気持ちを噛みしめ詠んだものでしょう。今年の大雪では老いの生活の維持も大変ですが、それでもそこを離れたくない、「住めば都」の心意気には暖かくなります。

こころのバブルは続いている

1月29日（日）、佐々木正美先生の講演「ちよつと気になる『ふつう』の子」を聴きました。普通と言いつつながら要求が強すぎて、ありのままを受け入れるチカラが衰えた社会になったと言われます。世界一長寿でありながら死に怯え、世界一子供を産まなくなっても当の子供が住みにくくなっています。世界一のペット大国だそうです。私も今年の年賀状には、家族同様の犬の写真が多くビックリしました。子供や家族に望めないものを血統書付きペットに求める心理を、先生は指摘します。

発達障害の子供の裾野は広く、社会的引きこもりにも繋がっているとされます。誕生した子供は別の文化の国から渡来したと思えば、まず理解から始めましょう。コミュニケーション障害は双方に問題があるのです。治そう、怒って良い聞かそうとする親にも障害があります。理解できないのなら、善意の支援も逆に迷惑ですと「障害」の当事者の訴えも紹介されました。「親の思い通りに育てたい」とは、こころのバブルだと感じました。

今年も確定申告へのお役立ち情報

2月16日に確定申告の開始です。公的年金への控除額が縮小され、老年者控除も廃止され、確定申告が必要な人が増えると予想されています。

障害者控除の利用

身体障害者手帳を持っていなくても、**介護度の証明をすれば同様に取り扱われます。**介護サービスの実際の利用がなくても、介護度が1以上ついでいれば、障害者控除は利用できるようです。

介護度1と2は、障害者控除27万円、介護度3と5は、特別障害者控除40万円に該当します。自分の所得があれば、それから控除を、被扶養者なら所得のある方から控除です。もし控除が確定すれば更に県民税・市町村税からも、障害者控除26万円、特別障害者控除30万円が引かれます。

実際には介護保険課の窓口で、「**障害者控除対象者認定書**」を申請し発行してもらいます。印鑑と介護保険証を持って行けば可能です。（出向かないと、利用できませんので、知らない人は損ですね）

医療費の還付方法

家族全体の領収書（病院・薬局・介護サービス）を集め、年間10万円を超えた分の税金が少し戻りますが、一番収入の多い（つまり税金を多く払っている）人が申請すると有効です。マッサージ代、オムツ代や通院タクシー代も関係します。

県の緩和ケアセンター構想

県立病院での緩和ケアセンター設立を2月初めに白紙に戻し、構想から練り直す決定になりました。ポタンの掛け違いに似た混乱が続いています。これから、今後に結実するためには当然の事です。生きた情報に乏しいがん患者さん・家族のために、また関心のある市民から、こういう緩和ケア支援センターをこそ作って欲しいという運動が、これから本当に必要なようになりますね。



自宅での人生を
最期まで支援します

〒516-0805
三重県度会郡御園村高向 927
電話 0596-20-8104
ファクス 0596-20-8105
mail homecare@kr.tcp-ip.or.jp
HP <http://tcp-ip.or.jp/~takuro>